

武豊町議会委員会に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の規定に基づき、武豊町議会常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(常任委員会の設置)

第2条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第3条 常任委員会の名称、委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務企画委員会 5人

総務部、企画部、出納室及び議会事務局の所管に関する事務並びに他の常任委員会に関しない事務

(2) 文教厚生委員会 6人

健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事務

(3) 建設経済委員会 5人

生活経済部及び建設部の所管に関する事務

(常任委員の任期)

第4条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

第4条の2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第4条の3 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、別に定める。

3 前項の委員の任期は、前2条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第6条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

5 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。

6 議長は、常任委員の申出があるときは、議会に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第4条第2項の例による。

(委員長及び副委員長の選任)

第7条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

## 第12条 削除

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(出席の特例)

第13条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない理由により委員会を開催する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した委員会を開くことができる。

2 委員は、オンライン会議システムにより委員会への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により委員会に参加した委員がある場合における次条、第15条第1項及び第28条第1項の規定の適用については、当該委員は委員会に出席したものとみなす。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることはできない。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けたものに対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

## 第20条 削除

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法、武豊町議会会議規則(昭和37年規則第2号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(参考人)

第26条の2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、議決の日から施行し、昭和42年5月1日から適用する。

2 武豊町議会委員会条例(昭和29年条例第2号)は、廃止する。

附 則(昭和44年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第24号)

この条例は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年5月1日から適用する。

附 則(昭和58年条例第8号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第1号)

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第19号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第4号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第13号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第1号)

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2号及び第3号の改正規定は、公布の日後最初に行われる武豊町議会の議員の一般選挙後開催される町議会から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第31号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第6条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則(平成26年12月19日条例第32号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第1号中「6人」を「5人」に改める改正規定及び同条第3号中「6人」を「5人」に改める改正規定 公布の日以降初めてその期日が告示される武豊町議会の議員の一般選挙により選出された議員の任期の開始の日
- (2) 第3条第3号中「産業建設委員会」を「建設経済委員会」に改める改正規定(公布の日から平成27年3月31日までの間において武豊町議会の議員の一般選挙が執行される場合を除く。) 平成27年4月1日以降初めて執行される武豊町議会の議員の一般選挙により選出された議員の任期の開始の日

附 則(平成27年3月27日条例第6号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和4年9月26日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。